

平成 17 年度 証券税制のツボ

平成 13 年からスタートした証券税制の改正は、度重なる改変で非常にわかりにくくなっています。「そういえば、そんな特例もあった」と忘れてしまっているものもあるかもしれません。

今年、注意しておきたいポイントを整理しておきましょう。

● タンス株の特定口座預け入れ

相続などで取得し、自宅や貸金庫に保管しているいわゆる「タンス株」。これが特定口座に入れられるのは平成 16 年 12 月いっぱいということで、昨年は各証券会社がしきりに「タンス株の特定口座への預け入れ」を呼びかけたものでした。

特定口座に入れておくほうが投資家のメリットになるのは、譲渡益課税の計算に必要な「取得価格」として、①実際の取得価格、②名義書換日の終値(平成 15 年 3 月末までに書き換えをしていること)、③みなし取得価格(平成 13 年 10 月 1 日の終値×80%)、のいずれか有利なものを選べたからです。

かなり前に購入した株を相続で取得した場合、取得価格が不明であることが少なくありません。本来、そういう場合は譲渡価格の 5% を取得価格として計算するので、譲渡益が大きくなって(つまり課税額が大きくなって)しまいます。②、③が選べることで取得価格が高くなり、税金面で有利になるケースが多くなると考えられます。そのため、特定口座への預け入れが急がれたわけです。

昨年末で預け入れられる期間は終

わったはずですが、この 4 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日(上場株式の株券電子化の一斉移行時期)まで、再開される見通しです。現在のところ、実際の取得価格での受け入れとなっていますが、それでは不明のケース続出が考えられます。おそらく「みなし取得価格」的な救済措置が登場するのではないかと考えられます。

なお、郵便局での投信販売がはじまることから、今年 10 月 1 日以降は日本郵政公社も特定口座の取扱者となるが決まっています。

● 株式の無価値化によるみなし譲渡損

これまで、保有している上場株式が経営破綻で上場廃止になり紙クズと化しても、譲渡していませんから「譲渡損」にはなりませんでした。

そこで、特定口座から特定管理口座(特定口座からの移管により保管の委託がされるなど、一定の要件を満たす口座)に移管した場合、破綻した会社が清算終了した後、譲渡したものとみなす税制が創設されました。

ことし 4 月 1 日以後に上場廃止となった、特定口座に保管している株式に適用されます。

● 今年からはじまる「購入金額 1000 万円までの譲渡益の非課税」

平成 14 年度の証券税制改正でタイムスケジュールに乗っていた制度に、「平成 13 年 11 月 30 日から平成 14 年 12 月 31 日までの間に取得した株式で、購入価格が 1000 万円以下のものを、平成 17 年 1 月 1 日から平成 19

年 12 月 31 日までの間に譲渡し、『特定上場株式等非課税適用選択申告書』を所轄の税務署に提出した場合、譲渡益は非課税」というものがありました。そのつもりで買ったのに、2 年以上経ったので、忘れてしまっている方がいらっしゃるかもしれません。

平成 13 年 11 月 30 日から平成 14 年 12 月 31 日までに買って儲かっている株は、もう平成 17 年に入りましたから、これから売ればこの制度の対象になります。せっかくの非課税制度です。利用しない手はありません。

しかし、対象の株式を特定口座に預けていて、「源泉徴収あり」を選択している場合は、この制度を考慮せずに課税されます。あとで還付申告して取り戻すこともできません。

ですから、あらかじめ「源泉徴収なし」を選択しておく必要があります。選択は、その年の最初の譲渡(または信用取引の差金決済)までに行わなければならない(一度どちらかを選択すると、その年の途中での変更はできなくなります)。今年に入っただけに、特定口座の株式を売却したという人は、もう変更できません。

そういう人は、対象の銘柄を一般口座に移してから売却すれば大丈夫です。仮に売らないことにしたとしても、4 月以降ならまた特定口座に戻すことができます。

この制度については、証券会社もトラブルにつながる事なので慎重に対応している模様。制度対象銘柄をうっかり「源泉徴収あり」で売ってしまうことはないと思われませんが、投資家の自己責任で意識しておいたほうがよさそうです。

(クルー 浅田里花)